

〔事案 25-60〕 減額手続無効請求

・平成 25 年 10 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

保険金額を減額すると、年金支払いに移行した際に 5 年確定年金以外の選択肢がなくなることの説明がなかったことを理由に、減額手続の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 2 月に契約した終身保険について、平成 15 年 8 月に保険金額を 1,500 万円から 500 万円に減額したが、これによって責任準備金等が減少したために、保険料払込期間満了後に年金支払いへの移行を選択した場合には、減額前には選択できた 10 年確定年金あるいは 10 年保証期間付終身年金を選択することができなくなった。減額時、5 年確定年金以外の選択肢がなくなることを知っていれば減額は行わなかったので、減額手続を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金支払いへの移行は、死亡等の保障のために積み立てられた責任準備金等の受取方法の一つに過ぎず、保険契約の本質的な部分とはいえない。
- (2) 年金の支払期間は、同一額の年金原資を何年かけて支払うかの違いに過ぎず、支払期間の変更によって申立人が具体的な経済的損害を受けるわけではなく、意思表示の要素の錯誤とはいえない。
- (3) 減額請求の際の減額請求書には年金の支払期間に関する記載はなく、申立人の意思表示の動機が表示されているとはいえないことから、動機についての誤解は意思表示の内容となっておらず、錯誤が成立しているとは認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、年金支払移行特則の選択肢のうち、終身年金等の選択肢がなくなることはないとの錯誤（民法 95 条）し減額手続を行ったとして、減額手続の無効を求めているものと判断する。

2. 保険契約は附合契約であり、当事者の認識や募集人の説明にかかわらず、約款の内容によって契約内容が定められるので、以下のとおり、本件では終身年金等の取扱いはできない。

- (1) 本契約の約款によると、保険契約者は、会社の定めるところにより、年金支払いを選択することができ、年金支払いを選択したときは、会社の定めるところにより、責任準備金や社員配当金等の合計額をもとに、年金額（基本年金額）を定めることとされ、基本年金額が会社の定める金額に満たない場合には、会社は年金支払いの選択を取り扱わないこととされている。
- (2) 会社の定めによると、年金年額 30 万円を下回る場合には年金支払いの選択を取り扱わない。

(3)本契約の保険料支払期間満了時点での終身年金等の年金年額を試算すると、いずれも30万円を下回る。

3. 以下のとおり、申立人の減額の意思表示について錯誤を認めることはできない。

(1)申立人は終身年金等の選択肢がなくなることはないと思信して減額手続を行ったことが認められるが、この誤信の内容は意思表示の動機に過ぎない。動機の錯誤により意思表示を無効とするには、何らかの形で動機が表示されていることが必要であるとされているが、本件においては、証拠上、動機が表示が認められない。

(2)仮に、動機が表示されていたとしても、終身年金等の選択肢がなくなったことは、年金原資の受給期間の選択肢がなくなっただけに過ぎず、受取総額にそれほど差が生ずるものではないので、保険契約の重要な要素ということはず、法律行為の要素に錯誤があったと評価することはできない。

4. 申立人は減額手続時に、「保障内容を変えずに保険金を減額できる下限保険料を知りたい、年金として受け取ることも考えている」と募集人に伝えているとして、終身年金等の選択肢がなくなるリスクの説明をしていないことに対する、募集人の説明義務違反も主張するが、保険会社には全ての点について口頭での説明義務はなく、また、そもそも説明義務違反は、減額手続の無効の根拠とはならない。

民法第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。